

外国人労働者への労組の支援活動—JAMの事例

外国人労働者への労組の支援活動の事例としてJAMの取組事例を紹介いたします。
JAM本部で外国人労働者の支援活動を担当されている河野さんと岡田さんにインタビューした内容を掲載します。(文責・編集〓JC組織総務局)

● JAM本部
組織局長 河野 香 こうの・かおり
教育行動局 岡田麻美 おかだ・まみ

FWUBC主催のビルマ人
難民の生活改善と労働者の
権利のためのシンポジウム
(2005年11月13日、友愛
会館会議室)



Q1. JAMとして外国人労働者の支援をされているとのことですが、どのようなきっかけとお考えのもとに支援をされているのですか？

—最初のきっかけは、2001年12月に当時のIMF東アジア事務所の畑代表(現・日本ILO協会組織部長)から、今のティン・ウインFWUBC会長を紹介され、在日ビルマ人の労働組合をつくりたいので、是非支援をお願いしたいとの要請を受けました。以来、連合の組織拡大担当部局との調整も踏まえて、JAMとして労働組合の結成準備段階から今日まで活動へのアドバイス、支援を実施してきました。そして、JAMはFWUBCを友好的に連携する組織として機関決定をし

て、支援を行ってきました。

JAMは、FWUBCの組合活動に対する支援と協力について、在留資格の問題とは切り離し対応をしています。これは、労働基準法はいかなる労働者であっても守られるものだからです。

FWUBCは、民主的な日本の労働運動や労使関係を学び、民主化を実現した後のビルマでそれを実践したいとの志を持っていると共に、労働条件について、相対的に低位にある在日ビルマ人労働者の処遇について改善する必要性を感じています。

JAMは、FWUBCの中心メンバーと共に、結成前から労働組合の役割、組織化などの問題について取り組んで来ました。結成後は日本における労働組合の位置づけ、各種労働法、労働者の権利などについて研修の機会を設けると共に、組合員の労働相談に対応してきました。

Q2. 在日ビルマ人労働組合、FWUBCの結成総会と登録されるまでの経過についてお聞かせ下さい。

—2002年4月26日にJAM本部のある友愛会館の会議室でFWUBC(在日ビルマ市民工場労働組合)結成総会を開きました。結成までのビルマ人の役員は労働組合の経験がないので、JAMがサポートし、結成総会は無事開催、終了できました。結成総会終了後、FWUBCは、同年7月3日に東京都労働委員会より「労働組合資格証明書」の交付を受け、労働組合としての法人登記を8月に完了しています。

Q3. FWUBCの組織の概要について教えてください。

—FWUBCは、結成当初は、日本に住む機械金属産業で働くビルマ人の労働組合組織ということで、「在日ビルマ市民工場労働組合」の名称でしたが、第2回総会で名称を「在日ビルマ市民労働組合」に名称変更し

ました。その理由は、当初は機械金属製造業で働く工場労働者の在日ビルマ人での組織予定でしたが、組合員の実情は工場労働者よりもレストラン、飲食店を中心とするサービス業で働く在日ビルマ人が組合員の大半を構成するようになったためです。現在の組合役員は15名で、ティン・ウイン会長をはじめ、多くの人が難民認定を受けています。

FWUBCの組合費は、入会金が1000円で、組合費は月300円です。組合費の徴収などは一番人が集まる総会時に1年分・年会費で集めるようにしています。

FWUBCは、ビルマ人同士の雑誌広告やメンバーの個人的ネットワークによって組合員を増やしています。2002年4月の結成時約50人が約1年間で約320人へと急増しましたが、その後の入管法の改正による不法滞在の取り締り強化等により、組合員は減少し、現在は100

名くらいが登録しています。FWUBCの中心的活動は、毎月1回日曜日に開催する定期会合の場における執行委員会や組合員の個別労働相談です。このほかに労働問題を中心とした各種研修会を実施しました。

また、JAMや日本人ボランティア団体との連携による相互扶助・経済活動を行うことを検討しています。連合中央メーデーには、FWUBC役員がJAMの友好組織として毎年参加しています。

Q4. FWUBCの活動の現状とJAMの具体的な支援活動の内容について教えてください。

— JAMは、これらの活動に対して積極的支援を行っています。支援活動の主な内容は、研修会の講師を務めたり、個別労働相談に対応することなどです。研修会の主な内容は、日本の労働基準法の内容や労働災害補償保険の仕組み、さらに具体的事例を用いた労働者の権利と義務についての説明などです。個別労働相談内容は、労働問題、賃金未払い、不当解雇、労災、傷害事件などについてです。

最盛期には、毎週日曜日に会場を借りて執行委員会・労働相談を発売に行なっていました。現在は、組合員数も減り労働相談件数も減少し

ているので、毎月1回、最終日曜日の午後1時から5時まで都内会場で、執行委員会・労働相談を行っています。執行委員会にはJAMの担当者も出席し、労働相談を受け付けアドバイスします。FWUBCの自主的な解決が出来ない場合は側面からのサポートなどで解決にあたっています。執行委員会では、外国人労働者の医療支援活動を行っている港町診療所の医師山村淳平先生も同席されています。医療に関する相談にも乗られています。当日仕事で来れない人は、別の日に、直接JAM本部に相談に訪れます。

最近、一番多い相談内容は、やはり賃金未払い問題です。これは外国人労働者に対する差別的扱いが大きき原因と思われるが、日本語をきちんと話せないために経営者との意思疎通の不具合によるいきちがいや誤解もあります。必要な時には、私たちが、ビルマ人労働者の方と一緒に経営者に会いにいき、直接、状況を説明する場合もあります。労働相談では、日本の経営者とのコミュニケーションの上手な取り方についてもアドバイスしています。また、2〜3年間で、労災・傷害の相談も5〜6件ありました。作業中に指を切断したりする労災にあったにもか

わらず、保障されない事例などです。経営者に言っても解決しない場合は、労働基準監督署に同行するなど、問題点を説明するサポートもしています。

Q5. 今後の外国人労働者への支援活動への対応についてどのように考えていますか？

— FWUBCの組合役員からは、日本の法制度について、もっと勉強したいという要望が出ています。今年秋10月初め頃に、日本の社会保険制度や労働法、労働協約などについてワークショップを是非開催したいとのことなので、そのための講師や教材づくりなどのサポートをしていく予定です。

— 今後は、研修会などワークショップやシンポジウムなどをサポートしつつ、もう少し自主的かつ自立した運営・活動をできるように協力していきたいと思っています。

FWUBCの組合役員達は、将来、ビルマが民主化して帰国した際に、ビルマの国の中で、民主的な労働組合をつくりたいという志を持っているので、長い眼で将来のビルマにおける健全な労働運動の発展も視野に入れながら、JAMとしてもサポートしていきたいと思っています。

第5回FWUBC総会を5月連休

前に開催しました。今年の総会はいまだの総会と比べると進行がスムーズで、もちろん私たちJAMが運営等の細かなアドバイスをしたわけですが、ティン・ウィン会長以下の役員が着実に育ってきている成果だと思われるまでに進歩したと評価しています。

1988年以前から軍事政権下の弾圧を逃れて日本にやってきたビルマ人は帰国すればミャンマー軍事政権から迫害を受ける可能性があるため、帰国できずに現在に至っています。これらに日ビルマ人の高齢化に伴う老後の生活保障の問題なども基本的な人権の面から考えていかなければならない問題です。また、ビルマ人に限らず、外国人労働者の人権という面では、不法就労を取り締まる側の警察や入国管理局当局も、基本的人権として、捕まえる時にも、その時点までの働いた分の給料はきちんと本人の手に渡るような仕組みを作ってほしい。不法滞在を理由に賃金未払いを放置するような非人間的な対応は許されたいと思います。外国人労働者といえども基本的人権は守るといふ姿勢は雇う経営者も警察や入国管理局など当局も最低限持つべき社会的責任だと思えます。